

平成 24 年第 2 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 24 年 6 月 1 日（金曜日）

平成 24 年第 2 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 24 年 6 月 1 日（金曜日）午前 10 時 00 分開会

◎議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
日程第 2 会期の決定
日程第 3 所管事項に関する委員会報告
 調査第 1 号 市有財産について
 調査第 5 号 障がい者福祉について
 調査第 2 号 住宅施策について
日程第 4 議員の派遣に関する報告
日程第 5 議会改革特別委員会報告
日程第 6 議会広報特別委員会報告
日程第 7 監査委員報告（例月出納検査結果報告平成 23 年度 1 月分～3 月分）
日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 9 議案第 9 号 富良野市教育委員会委員の任命について
日程第 10 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 11 報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について
日程第 12 報告第 3 号 専決処分報告（平成 23 年度富良野市一般会計補正予算、富良野市介護保険特別会計補正予算）
日程第 13 報告第 4 号 専決処分報告（富良野市税条例の一部改正、富良野市国民健康保険税条例の一部改正）
日程第 14 報告第 5 号 専決処分報告（市道における物損事故の損害賠償及び和解について）
日程第 15 報告第 6 号 専決処分報告（市道における物損事故の損害賠償及び和解について）
日程第 16 報告第 7 号 専決処分報告（平成 24 年度富良野市一般会計補正予算）
日程第 17 報告第 8 号 専決処分報告（公共施設による物損事故の損害賠償及び和解について）
日程第 18 議案第 8 号 財産の取得について
日程第 19 議案第 1 号～第 7 号（提案説明）

◎出席議員（17 名）

議長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	6 番	横 山 久 仁 雄 君
	1 番	渋 谷 正 文 君		2 番	小 林 裕 幸 君
	3 番	本 間 敏 行 君		4 番	黒 岩 岳 雄 君
	5 番	広 瀬 寛 人 君		7 番	今 利 一 君
	8 番	岡 本 俊 君		9 番	大 栗 民 江 君
	10 番	萩 原 弘 之 君		11 番	石 上 孝 雄 君

12番 関野常勝君

13番 天日公子君

15番 岡野孝則君

16番 菊地敏紀君

17番 日里雅至君

◎欠席議員 (0名)

◎説明員

市長 能登芳昭君
総務部長 近内栄一君
経済部長 原正明君
商工観光室長 山内孝夫君
総務課長 若杉勝博君
企画振興課長 稲葉武則君
教育委員会教育長 宇佐見正光君

副市長 石井隆君
保健福祉部長 中田芳治君
建設水道部長 外崎番三君
看護専門学校長 丸昇君
財政課長 清水康博君
教育委員会委員長 児島応龍君
教育委員会教育部長 遠藤和章君

監査委員 松浦惺君
公平委員会委員長 島強君

監査委員事務局長 影山則子君
公平委員会事務局長 影山則子君
選挙管理委員会事務局長 高橋稔彦君

◎事務局出席職員

事務局 長 岩鼻勉君
書記 大津諭君
書記 澤田圭一君

書記 日向稔君
書記 渡辺希美君

午前10時00分 開会
(出席議員数17名)

開 会 宣 告

○議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成24年第2回富良野市議会定例会を開会いたします。

表彰状の伝達及び祝辞

○議長(北猛俊君) 開議に先立ち、先般、全国市議会議長会より表彰されました方々に対する表彰状の伝達を行います。

受賞者を事務局長より御紹介申し上げます。

事務局長岩鼻勉君。

○事務局長(岩鼻勉君) 去る5月23日、東京都において開催されました全国市議会議長会第88回定期総会におきまして、会長より市議会議員として10年市政の振興に努められました御功績に対し、2名の議員が表彰されましたので御紹介いたします。

名前を読み上げますので、受賞者の皆様は御登壇ください。今利一君。菊地敏紀君。

これより順次表彰状の伝達を行います。

今利一君。

○議長(北猛俊君) 表彰状、富良野市、今利一殿。

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成24年5月23日、全国市議会議長会会長、関谷博。代読です。

おめでとうございます。

(拍手)

○事務局長(岩鼻勉君) 菊地敏紀君。

○議長(北猛俊君) 表彰状、富良野市、菊地敏紀殿。

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成24年5月23日、全国市議会議長会会長、関谷博。代読です。

(拍手)

○議長(北猛俊君) それではこの機会に市長より御祝辞をいただきます。

市長能登芳昭君。

○市長(能登芳昭君) -登壇-

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私から一言、両議員に対しましてお祝いの言葉を申し上げたいとこのよ

うに思います。

全国議長会表彰ということで、10年の長きにわたりまして、市民福祉の向上、もちろん市民の総意をもって10年の議員活動をされてるわけでございますけども、お二人の10年の実績というものは大変、市民だれもが評価をされていると、このように感じているところであります。

今利一議員並びに菊地敏紀議員の本日表彰されましたことにつきましては、市民を代表いたしまして、深く感謝を申し上げるとともに、今後の活躍を一層、御祈念を申し上げたいと、このように思います。

本市の基幹産業は農業であります。その基幹産業の農業の中核を担うお二人の議員でございますから、今後の市政発展についても、節目の10年ということの一つの契機といたしまして、今後なお一層、健康に留意され御精進され、さらに市民福祉の向上に御尽力をいただきますことを御祈念申し上げ、お祝いの言葉にさせていただきます。

おめでとうございます。

○議長(北猛俊君) ありがとうございます。

以上で表彰状の伝達及び祝辞を終わります。

開 議 宣 告

○議長(北猛俊君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

○議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には会議規則第119条の規定により、

大 栗 民 江 君

萩 原 弘 之 君

渋谷 正文 君

日 里 雅 至 君

小 林 裕 幸 君

菊 地 敏 紀 君

本 間 敏 行 君

岡 野 孝 則 君

以上8名の諸君を指定いたします。

なお本日の署名議員には

大 栗 民 江 君

萩 原 弘 之 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長(北猛俊君) 事務局長をして諸般の報告をいた

させます。

事務局局長岩鼻勉君。

○事務局長（岩鼻勉君） -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号より議案第8号及び報告第1号から報告第8号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第9号、諮問第1号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

このうち、調査終了いたしました事件につきましては報告書として御配付のとおりでございます。

次に、4月23日、千葉健一君から議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、議長職権において5月31日これを許可いたしました。

このことにより、議会運営委員会委員長、経済建設委員会副委員長及び議会改革特別委員会委員に欠員が生じたことを報告いたします。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。慣例によりまして朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましてもお手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長（北猛俊君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営副委員長今利一君。

○議会運営副委員長（今利一君） -登壇-

おはようございます。議会運営委員会より、5月25日に告示されました平成24年第2回定例会が本日開催されるに当たりまして、5月30日に議会運営委員会を開催し、審議した結果について御報告申し上げます。

本定例会に提出されました事件数は27件でございます。そのうち議会側提出事件は9件で、内訳は委員会事務調査報告3件、特別委員会報告2件、議員の派遣に関する報告1件、月例出納検査結果報告3件でございます。

市長よりの提出事件は18件で、その内訳は、予算2件、条例4件、人事2件、報告8件、その他2件でございます。

事件外といたしまして、議長報告、市長の行政報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本議会第1日目の本日は、会期の決定後、所管事項に関する各委員会報告を受け、次に、議員の派遣に関する報告を受けます。

次に、議会改革特別委員会報告、議会広報特別委員会報告を受け、次に監査委員報告を行いこれを終了いたします。

次に諮問第1号、議案第9号の審議を願い、その後、報告第1号から報告第8号の報告を受けます。

次に議案第8号の審議を願い、次に議案第1号から議案第7号の提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

6月2日、3日、9日、10日は、休日のため、6月の4日から8日、11日は、議案調査のためそれぞれ休会といたします。

本会議第2日目の6月12日、3日目の6月13日は市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

6月の14日、15日は議案調査のため、16日、17日は、休日のため休会といたします。

本会議第4日目の6月18日は、事件外といたしまして市長の行政報告がございます。

次に、議案第1号から議案第7号の審議を願います。

最後に、追加議案のある場合は順次審議を願い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案、調査等の提出期限につきましては、6月12日の終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、平成24年第2回定例会の会期は本日6月1日から6月の18日までの18日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者及び説明員各位の皆様の御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会から報告のとおり本定例会を運営し、会期は6月1日から6月18日までの18日間とし、うち6月4日から8日、11日、14日、15日は議案調査のため、6月2日、3日、9日、10日、16日、17日は休日のため、それぞれ休会にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から18日間と決定いたしました。

日程第3 所管事項に関する委員会報告

○議長（北猛俊君） 日程第3、前回より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

順次委員長の報告を求めます。

最初に、調査第1号について、総務文教委員長天日公子君。

○総務文教委員長（天日公子君） -登壇-

総務文教委員会より、平成24年第1回定例会において許可を得ました調査第1号、市有財産について調査の結果と経過について御報告いたします。

本委員会は、市有財産について担当部局に資料の提出と説明を求め、普通財産の中でも未利用財産の調査を重点的に行ってまいりました。

普通財産として管理されている未利用財産は、用途廃止などから行政上の利用目的がなくなり、未利用の状態となっている土地、建物であり、本委員会は、これらの維持管理の状況について現地視察を行い、個々の財産の実状と利活用方針を中心に調査を行ったところであります。

また、本市は平成23年度に新公会計システム導入事業を実施し、財務諸表の整備を行っております。

この過程において、土地、建物、物品、工作物、道路、橋梁など資産の洗い出しと評価を行い、固定資産台帳整備に取り組んでいることから、新たな公会計制度の導入過程を含め、主な調査を次の3点といたしました。

1、富良野市未利用財産利活用基本方針について。

調査の概要。本市は平成18年6月に富良野市未利用財産利活用基本方針を策定し、未利用財産は、維持管理経費の節減や住民サービスの財源確保の上からも個別に活用方針を定め、積極的な有効活用が必要であるとしています。

未利用財産は、その発生の抑制に努め、既に遊休化しているものについては、優先的に処理すべき財産を定め順次処理するとし、土地の所在や建物の建設年度など個々に実態調査を行い、必要性を検討し利活用処分を進めています。

中でも面積の大きい土地や地域振興上必要な場合は、事前に住民からの意見を求めた上で方針を決定すると定めています。

利活用処分の具体的な方法は、売却処分、貸付による利活用を基本としておりますが、市が将来、利用可能と判断した財産については継続的な保有も想定しています。

平成23年11月10日現在、本市の未利用財産一覧に掲載の土地及び建物は35件であり、この一覧が市民への情報公開と民間による利活用の拡大を図る目的から、市のホームページ上でも公表しております。

議論の概要。本委員会が実施した現地視察において未利用財産は、個々の財産の実態からすべてが売却を見込める状態にないことが明らかになりました。

また、市有地を示す看板などの設置は売却を決定した北の峰町10番の1カ所のみにとどまっており、同様に売却と決定しているほかの土地や建物には、看板が設置されていなかったことから、市有地であること、売却処分する財産であることの情報発信に乏しい印象を受けました。

本市のホームページ上にも未利用財産は売却を前提として公表されていますが、現地に看板などの表示がないため、位置の特定が難しいものも多く、売却または貸し付けが見込める財産については、看板などの設置を検討し、可能な限り情報発信に努めることで利活用につながると考えるものです。

未利用財産の管理については、定期的な草刈りと見回りを行い、荒天時には臨時に現場確認するなどの対応を行っているところであります。

未利用財産の中には周辺を農地に囲まれているものや、一部の建物においては老朽化が著しく、強風や積雪に耐えられないような危険な状態も見受けられました。財政的事情も理解するところでありますが、老朽化により利活用が見込めない建物は早急に解体し、周囲に及ぼす影響に配慮した管理を徹底されるよう望みます。

また、財産取得時の目的を達することなく、当初から遊休地となっている土地も見られました。

一度未利用となった財産の処分は時間の経過とともに難しくなると推測することから、今後も行政財産を管理している各部署と横断的に連携し、未利用財産の発生を抑制する努力を継続されるよう期待いたします。

2、富良野市公有財産利活用検討委員会について。

調査の概要。富良野市公有財産利活用検討委員会設置要綱に基づいて設置された当該委員会は、本市の公有財産の有効的な利活用を図るとともに、未利用財産の実態調査を行い、売却、貸付、継続保有といった利活用方針の検討を行うと位置づけされております。

議論の概要。過去に当該委員会において方針が検討された財産のうち、現在も引き続き未利用となっている財産のほとんどは、利活用方針の再検討が行われていない状況でありますので、財産ごとの調査を一層深められ、積極的に利活用に向けた検討を行うとともに、当該委員会開催の際には、定期的にすべての未利用財産の利活用方針について再検討するなど、機能的な体制づくりを期待するものであります。

これにより、財産ごとの利活用方針がより具体的となり、市民にとってもわかりやすい情報開示につながるものと考えます。

3、新公会計制度の導入と固定資産台帳整備について。

調査の概要。新たな公会計制度の整備として、平成18年8月の総務省通知により、人口3万人未満の自治体においては、平成23年度までに財務諸表の整備、または財務諸表の作成に必要な情報の開示に取り組むことが要請されました。

この新公会計制度は、民間企業の会計制度の考え方を取り入れ、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示を目的としております。

平成23年度実施の新公会計システム導入事業により、資産の洗い出しと評価作業を行い、本市においても固定資産台帳と財務諸表が整備されたところであります。

議論の概要。今後、新公会計システムによる財務情報の開示として、普通会計、特別会計等にかかるものについては、毎年9月をめどに前年度決算に基づく財務諸表の公表を予定しており、この制度の目的である行政の内部管理強化と市民へのわかりやすい財務情報の開示に努められるとともに、財務諸表については速やかに公表されるよう望みます。

これらの議論を踏まえ、未利用財産については、行政内部はもとより、市民から見ても明確な情報開示に努めるとともに、観光地である本市にふさわしい景観に配慮した維持管理を願うものであります。

遊休地周辺の地域住民と話し合い、地域からの希望がある場合は、地域による環境整備を兼ねた利活用についても視野に入れることを検討されることを望みます。

また、未利用財産は売却処分と貸付による利活用にあわせ、市が継続して保有することにより、将来価値ある利活用が可能な場合もあると考えますので、現在利用されていない財産であっても市民共有の財産であり、行政財産と同様に利活用方針の判断が必要であると委員全員の意見が一致したものです。

以上のことから、今後は次の点に留意され、市有財産の有効的な利活用を図られるよう望みます。

記、未利用財産は適正な維持管理に努めるとともに、まちづくり全体を見据えた利活用を目指し、富良野市未利用財産利活用基本方針の万全な運用を図られたい。

以上報告を終わります。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号について。

保健福祉委員長岡野孝則君。

○保健福祉委員長（岡野孝則君） -登壇-

保健福祉委員会より事務調査第5号、障がい者福祉についての調査の経過と結果について報告をいたします。

要点について報告をいたします。

本委員会では、担当部局より資料の提出と説明を求め、本市の課題についてさきの第1回定例会における中間報告の後、事業所の現地視察を行いながら調査を進めてきたところでございます。

調査中、札幌市において、知的障がいのある女性と世話をしていた女性の姉妹が孤立死に至る事件が報道され、このことも念頭に置きながら精力的に調査を進めてまいりました。

障がい者に提供されるサービスは、障害者自立支援法に基づいて行われており、その基本的方向性やねらいについては、1、障がい者福祉サービスを一元化すること。2、障がい者をもっと働ける社会にすること。3、地域の限られた社会資源を活用できるよう規制緩和すること。4、公平なサービス利用のための手続や基準の透明化、明確化すること。5、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化とされており、このうち5については利用者サービスの量や所得に応じた公平な負担、国の財政責任の明確化を掲げており、法律の名称にあるように自立を支援する観点をはじめ、共通の制度のもとで一元的にサービスを提供する制度となっており、平成18年4月より施行されているものであります。

この障害者自立支援法に基づくサービスへの移行については、法律に基づく障害者手帳の交付を受けていることが前提となり、認定調査員の聞き取り調査により、支給量の決定後にサービスの利用が開始されるとされております。

なお平成23年3月末における障害者手帳等の交付状況であります。身体障害者手帳は18歳以上で延べ1,264人、18歳未満では21人です。

1人が複数の障がいで手帳の交付を受けている場合があります。

また、精神障がい者に対する精神手帳の交付は延べ47名、知的障がい者に対する療育手帳の交付は229名となっております。

訓練等給付については、就労移行支援や就労継続支援、共同生活援助などの訓練に関するサービスが行われているほか、地域生活支援事業として障がい者相談支援事業を初めとして社会参加促進事業など、10項目の事業が行われていることから本委員会では、就労移行支援事業、就労継続支援事業及びもとい就労継続支援事業及び地域生活支援事業を中心に調査を行うことといたしました。

就労移行支援事業は、就労を希望し、知識や能力の向上、実習や職場探し等を通じて適性にあった職場への就労が見込まれるものを対象として、生産活動などの機会を通じて就労に必要な知識や能力の向上のため、必要な訓練を初めとしたサービスを2年間の標準期間内で給付するものであり、本市においては6名の定員が設けられており、平成22年では月平均4名の利用実績であります。

就労継続支援事業は、就労形態別に雇成型 A と非雇成型 B に分かれており、雇成型 A については、雇用契約に基づく就労が可能な者を対象に、就労機会の提供と一般就労につながるような知識や能力を高めるため訓練を提供するものであり、非雇成型 B については、就労移行支援事業を利用したものの、一般企業等における雇用につながらなかったものや、生産活動にかかわる知識や能力の向上及び維持が期待されるものを対象に、通所により一般就労につながるような知識や能力を高めるための訓練を提供するものであります。

また、これらの事業の中で生産活動も行われており、生産された製品は販売をされており、販売の収益から一部を工賃として利用者へ支払いすることから、給付でありながら工賃が得られる仕組みとなっております。

これらの説明を受けた後、委員会で協議を行ったところ、実状把握のため、サービス提供事業所に対し視察を行うことといたしました。

視察の対象となった事業者は、社会福祉法人エクウエート富良野が運営する地域生活支援センター及びラベンダーの郷、富良野あさひ郷が運営するデイセンター芽ぐみ野、北の峯学園、サポートステーション栄町及び工房スキップの6施設を視察することができたところであります。

実際に事業所の視察を行ったところ、知的障がい者と精神障がい者に対し、就労継続支援によるパンや菓子類、豆腐、ラベンダーポプリの製造や園芸作業、市内外の会社から注文を受けた作業などの生産活動のほか、陶芸やちぎり絵などの創作活動を視察することができ、施設職員の指導の下、熱心に活動に取り組んでいる姿のほか、施設入所支援を行っている事業所では 88 歳に達している入所者がいきいきと生活している姿が見られたところであります。

視察の後、意見交換を行ったところ、課題として挙げられたのは、施設職員の確保についてであります。施設職員は指導員として、障がい者に対して指導及び監督に従事しており、このことは労働環境として大変なものと感じられ、今後における障がい福祉サービスの提供を継続するためには、施設職員の確保は重大な課題であると考えられます。

次に、障がい者の高齢化についてであります。施設入所者の最高齢が 88 歳にも達している実態から、これら障害者の高齢化対策が課題であると考えるところでございます。

また、生産活動でつくられた製品の周知により、障がい者福祉施策への理解を得るような広報活動も課題として考えられるところであります。

意見交換を踏まえ、障がい者福祉に対する最終的な意見交換を行ったところであり、次の 4 点について意見の

一致をみたところであります。

1 点目は、申請窓口のわかりやすさについてである。本市の障害者手帳などの申請に当たっては、保健センターが窓口となっておりますが、そのことを知らずに、本庁舎に申請に訪れる場合が考えられることや、障がいということで移動が困難となっている場合もあり、その困難を軽減する視点で、総合窓口の設置が理想と思われるが、当面は案内方法の創意工夫や周知の充実などにより、速やかに申請が行えるようにすることが望ましいという点であります。

2 点目は、障害者手帳等の交付を受け、障がい福祉サービスを受けていない方への対応についてであります。最初に述べた札幌市における孤立死事件と同じ悲劇を繰り返さないためにも、家庭訪問をはじめとした継続的な実態把握が必要とされたところであります。

3 点目は、地域社会との交流の充実についてであります。障がい者への理解を促進するため、地域社会との交流は非常に重要であると考えことから、地域コミュニティへの参加や生産活動や創作活動でつくられたものの展示、発表の場を設けることが必要であることと、このような場が活動の励みになると思われることから、地域社会との接触機会をふやしていく必要があると考えるところであります。

4 点目は、支援から一般就労につながる環境の整備であります。就労継続支援事業の非雇成型 (B 型) の利用者数は多いが、同事業の雇成型 (A 型) や就労移行支援事業の利用者数は少なく、一般就労につながっていない実状から、利用者数の少ない事業への利用の拡大及び一般就労の充実のため、行政からの働きかけなどにより、これまで以上に就労環境を整え、障がい者の雇用の充実が求められる点であります。

以上、障がい者福祉について述べてきたところでありますが、障がい者福祉は、現行の障害者自立支援法支援法の不備として自己負担の問題があります。複数のサービスを利用すれば自己負担が増加し、自立を妨げていることが大きな問題とされており、このことを含め、政府において抜本的な見直しに着手されているところから、今後においても制度変更を注視しつつ、よりよい障がい者福祉サービスが実現されることと、一般就労をはじめとして、これまで以上に社会で受け入れられることのできる、真の意味でのノーマライゼーション社会が構築されることを期待し、報告いたします。以上です。

○議長 (北猛俊君) ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (北猛俊君) ないようですので、以上で保健福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第2号について、経済建設委員長岡本俊君。

○経済建設委員長（岡本俊君） -登壇-

平成24年第1回定例会において調査の許可を得ました調査第2号住宅施策についての調査の経過について御報告申し上げます。本委員会では、担当部局より資料の提出並びに説明を求め、富良野市の住宅施策に関する調査を進めております。

調査項目としては、1として公営住宅、2、富良野市住生活基本計画について、3、富良野市耐震改修促進計画についての3点を挙げ委員会としてこれらの富良野の住宅づくりに貢献できるよう、少子高齢化、地域コミュニティを含めた富良野の未来を見据えた住宅施策に資するべく議論を進めてきているところであります。

全国的に人口減少、少子高齢化の傾向はますます強まっており、このことは住宅施策を考える上で大変重要な要素であり、富良野市においても現在2万4,000人弱の人口が推計によれば、平成32年度には2万1,000人まで減少すると予測されております。

さらに、市内公営住宅以外の持ち家・アパートを含め住戸的には充足されている状況を踏まえ、平成23年既存の富良野市公営住宅ストック総合活用計画を富良野市公営住宅等長寿命化計画に改定し、従来からの量的な住宅施策の見直しを図ってきているところであります。

また、本年度は新たな住宅マスタープランである富良野市住生活基本計画の策定年度でもあり、公営住宅の改善と適正な供給、バリアフリー化の推進、まちなか居住の推進、ふらのらしい田園住宅の整備促進、ふらの型住宅の普及促進など、過去10年間の計画を検証し、新たなマスタープランとしての方向性を示す時期に来ております。

耐震改修計画においては、富良野市で起こりうる四つの地震を想定し、全壊率、半壊率等の建物被害の予測数値を算出し、被害状況の予測に努めるとともに、市の耐震改修促進事業もあわせて行い、国や道の耐震化率90%を目指し耐震化を図ってきております。

一方市内では、老朽家屋や空き家も目立ち、火災や地震等の災害時には、隣家への被害を及ぼす危険があり、また景観という観光資源も損なうことから、その対応について行政側の基本的な姿勢を明確にしておくべきと思われる。

今後は、都市事例調査を実施し、民間賃貸住宅の活用事例や危険老朽空き家対策に関する調査を深め、住宅施策の課題を整理した上で、新住宅マスタープランへのさらなる議論の掘り下げが必要なことから、継続を求めているものであります。

以上、経済建設委員会からの中間報告といたします。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

調査第2号に関する委員会報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件については継続調査とすることに決しました。

以上で所管事項に関する委員会報告を終わります。

日程第4 議員の派遣に関する報告

○議長（北猛俊君） 日程第4、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件に関し、道外各都市の行政実情視察の結果について報告を求めます。

5番広瀬寛人君。

○5番（広瀬寛人君） -登壇-

平成24年第1回定例会におきまして、許可を得ましたふらの未来の会会派5名により行政実状視察を実施いたしましたので御報告を申し上げます。

調査事項は市街地再開発事業と防災対策についてであります。12ページにわたりますので、考察の一部をもちまして御報告にかえさせていただきます。

まず最初に、市街地再開発事業についての御報告をいたします。行政と議会は、民間の再開発事業に対して、商業を活性化することが利益を生み、その利益が地権者に地代として配当されることにより、税収が正しく確保される仕組みと、都市のコンパクトな利用が将来的に道路などの社会資本に対する維持補修費の削減につながるといった財政面での理解を得て、コミュニティと行政が連携したエリアマネジメントによる連鎖型での再生を進めており、この再生手法が常にまちが新しいという印象を与えていると感じるところであります。

しかし、こうした取り組みを行っているところではありますが、中心市街地活性化基本計画に掲げた目標値の達成は難しい状況であり、丸亀町商店街から周辺へのシャワー効果は認められるものの、市内中心部にある8商店街の縁では、シャッターが閉まった店舗が連続するところも認められ、商店街間の店舗移転も見受けられました。

このことから、高松市の手法をそのまま取り入れるのではなく、富良野市の地域特性や習慣との整合性をとり、工夫することにより、新たな魅力づくりを創出していくことが大切であるというふう感じたところであります。続きまして、防災対策についての御報告をさせていた

できます。1月17日を防災とボランティアの日、1月15日から21日を防災とボランティア週間に定め、各種のイベントや学校教育を通じて防災意識や自助、共助の考え方を啓蒙しておりますが、防災担当者の説明では、震災後17年の歳月の経過とともに、当時の危機管理意識も風化していることに加え、大震災を経験していない世代がふえたことにより、防災意識を高く持ち続けることは非常に難しいとのことでありました。

しかし、このたびの東日本大震災をみずからの防災体制を再度見直す契機としてとらえるとともに、さらには各町内会等への出前講座による啓発を行うなど、踏み込んだ姿勢が重要であると再認識し、地域住民の自発性に頼り切ることなく、自治体として積極的に責任を果たそうとする熱意が感じられました。

ガスの元栓を閉めることや、ブレーカーを落とすなど地震後に起こりやすい火災を防ぐ取り組みや、建物の倒壊によって下敷きになった者が救出後に起こりやすいため控減症候群への対応など、経験をもとにして住民教育が行われており、富良野市としても、各災害に対してどのような対応が必要かといった具体的な想定が必要と感じられたところであります。

市内防災無線を通じ、震度4以上の地震や津波警報が発令された場合、自動で市内全域へ音声により通知するシステム、また聴覚障害者に対しては、文字情報専用の端末を音声端末に追加することにより文字情報で送信することが可能なシステムとなっており、災害時における情報伝達が確実に行われるように備えられているところであります。

阪神・淡路大震災のときは、当時の地域防災計画に基づいた対応は、ほとんど実施することができなかったとの反省から、職員個々にまで何をすべきか細分化した行動指針が作成されているところも、参考となりました。

以上、議員の派遣に関する報告にかえさせていただきます。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第5 議会改革特別委員会報告

○議長（北猛俊君） 日程第5、前回より継続調査の議会改革特別委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長岡本俊君。

○議会改革特別委員長（岡本俊君） 登壇-

議会改革特別委員会より中間報告をいたします。

地方分権の進展に伴い、地方議会の領域が一層拡大し、公開の場での審議を通じ、多様な意見の調整をする討論と審議の機能、さらに住民の多様な意見を政策選択に反映する住民の意思を代表する機能の発揮を目指し、議会改革に取り組んでまいりました。

その根底には議会と住民との関係に帰着し、議会と住民との信頼関係の構築による議会への住民参加をどう実現するかという課題に向かい、開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会を基本に進めてまいりました。

継続課題であるインターネット中継は幅広い世代に情報公開を推進し、政策過程の透明性を図り、市民参加のまちづくりの動機づけを目指し、協議を重ね、実施に向け、4月13日、ユーストリームによる議会中継の先進地である北広島市議会の視察を行いました。

北広島市議会においては、平成20年議会活性化協議会から議会広報編集委員会に対し、検討を依頼し調査し、導入費として760万円と試算し、協議会では多額と判断いたしました。

その後平成22年に道都大学経済学部教授より安価なユーストリーム配信の提案を受け、改めて調査検討し、安価な経費で導入可能と判断し、平成23年第2回定例会から試験導入を開始し、同年3月定例会から本格実施し、今年議会改革推進会議において予算決算の特別委員会についてインターネット中継を導入し、平成24年度予算審査特別委員会より、試験配信を開始しております。

導入経費は回線使用料、中間整備委託料、工事経費など60万7,000円であり、今年度予算は回線使用料の8万1,000円であります。

利用者からの意見として、議員の姿、声が聞こえる、議会を知ってもらうには有効な手段であり、効果は大きいとの評価であります。

問題点として、生中継であるため不適切な発言等があった場合、そのまま配信される。ユーストリームサービスが終了した場合に、代替方法がないなどが挙げられております。

議会改革特別委員会では現在、富良野市議会議場は北広島市議会より大きいため、照明、カメラの数、議会中継の技術的課題、富良野市議会インターネット中継要綱の作成などライブ中継に必要な環境整備を今後も継続し、インターネット中継に向け、さらに検討してまいります。

市政全般にわたる市内団体・個人グループから自由に意見や情報を交換し、諸課題について全議員と参加者が意見交換を行う一般会議の副題として、議会とまちづくりトークを決定し、具体的な運用について要綱を整理し、実施要綱の検討をしてまいりましたが、さらに検討を加え要綱を定め、議会内の手続きを経て運用を開始してまいります。

次に議会報告会について、第1回定例会終了後役員会を開催し、今年度の報告会の班編成などを協議し、議会報告会は富良野市全域を対象に分け、班編成は昨年同様で行う方向を決定し、今議会中に役員会を開催し、今年度の実施に向け協議をしましてまいります。

以上、議会改革特別委員会より、中間報告といたします。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

ただいまの委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件については継続調査とすることに決しました。

以上で議会改革特別委員会の報告を終わります。

日程第6 議会広報特別委員会報告

○議長（北猛俊君） 日程第6、前回より継続調査の議会広報特別委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員長今利一君。

○議会広報特別委員長（今利一君） -登壇-

議会広報特別委員会からの報告を申し上げます。

当委員会は、平成23年第2回臨時会において、広報誌の継続発行とあわせて、多様な媒体を活用した広報活動のあり方について調査研究を行い、一元化した情報管理のもと情報提供が行えるようとの理由で設置されました。

委員会ではこれまで、広報誌の発行と並行しながら項目ごとに現状の課題などについて活発に議論し、その都度報告をしてきたところでありますが、現在まで情報管理及び発信の一元化を図るため、今後の活動の基本的な考えと方策の進め方について一定の見解がまとまりましたので、次のとおり御報告いたします。

現在市議会活用の情報媒体には広報誌、ホームページ、FMラジオ、各種懇談会、議会報告会などがあります。

まず議会広報誌については見やすくわかりやすい誌面づくりを心がけておりますが、限られた予算内の発行でもあり、極力コンパクトな情報の提供を基本に、市民の意見なども随時協議を重ねながら改善を図ってまいります。

また、ホームページについては、掲載の内容を項目ごとに検討いたしました。今後定期的なチェックによ

り管理を行い、リニューアルも含めて、必要な修正、更新を図っていくこととしております。

FMラジオについては、難聴地域解消など根本的な問題はありますが、カバー率の一層の向上を課題としながらも、必要としている市民によりわかりやすい情報として伝達できるよう、委託する放送のあり方、編集内容も十分に確認しながら、推進していきたいと考えております。

以上、現状あるそれぞれの媒体における情報の管理と発信について、今後とも一元化を図りながら、また、議会の活動や行政のまちづくりに対して、1人でも多くの市民に関心を持っていただけるよう、さらに広報活動のあり方について模索し、活発に議論を進めていくことを申し上げ、議会広報特別委員会からの報告といたします。以上でございます。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件については継続調査とすることに決しました。

以上で議会広報特別委員会の報告を終わります。

日程第7 監査委員報告

○議長（北猛俊君） 日程第7、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成23年度1月分から3月分、3件であります。

本報告3件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時06分 開議

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（北猛俊君） 日程第8、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

諮問第1号人権擁護委員候補の推薦について御説明を申し上げます。

本市の人権擁護委員天日守氏は、平成24年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、天日氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

本件について推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は適任と認めることに決しました。

日程第9

議案第9号 富良野市教育委員会委員の任命について

○議長（北猛俊君） 日程第9、議案第9号富良野市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第9号富良野市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

富良野市教育委員会委員の津山正樹氏は、平成24年6月17日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を富良野市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

なお、津山氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りをいたします。

本件任命について同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、任命に同意することに決しました。

日程第10

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（北猛俊君） 日程第10、報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

報告第1号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成23年度富良野市一般会計補正予算第13号及び第15号において設定いたしました繰越明許費について、調製を行ったもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

平成23年度富良野市一般会計繰越明許費繰越計算書の6款農林業費、1項農業費の大雨被害復旧対策支援事業につきましては、春先の雪解けのおくれなどにより補助対象工事の完了がおくれたこと、7款商工費、1項商工費の地域振興消費拡大推進事業につきましては、補助対象であるふらの市内共通商品券の使用及び換金期限が平成24年度に及ぶこと。

また、9款教育費、2項小学校費の東小学校校舎・屋内運動場改築事業、同款、3項中学校費の東中学校校舎耐震補強・大規模改築事業及び東中学校屋内運動場改築事業につきましては、それぞれ委託期間、工期の関係から、完了が平成24年度となるため、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度に繰り越したものでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、報告第1号は地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で本報告を終わります。

日程第11

報告第2号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（北猛俊君） 日程第 11、報告第 2 号、事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） 〔登壇〕

報告第 2 号、事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成 23 年度富良野市一般会計予算において、年度内に事業の完了ができなかったため、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書の規定により、事故繰越により翌年度に繰越をしたもので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき御報告申し上げるものでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費の麓郷・東山テレビ中継局 TVh 中継機器整備事業は、事業に係る放送事業者との協議及び空中線設備配置計画の策定等に不測の期間を要することから、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度に繰越したものでございます。

以上御報告申し上げます。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（北猛俊君） ないようですので、報告第 2 号は地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づく報告であります。

以上で本報告を終わります。

日程第 12

報告第 3 号 専決処分報告（平成 23 年度富良野市一般会計補正予算、富良野市介護保険特別会計補正予算）

○議長（北猛俊君） 日程第 12、報告第 3 号専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） 報告第 3 号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 24 年 3 月 31 日付けで、平成 23 年度富良野市一般会計補正予算、平成 23 年度富良野市介護保険特別会計補正予算について専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるとのことでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

議案第 1 号平成 23 年度富良野市一般会計補正予算第 15 号は、歳入歳出それぞれ 3,199 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 122 億 3,536 万 2,000 円にするものと、繰越明許費の補正で追加 1 件、地方債の補正で変更 2 件でございます。

以下その概要について歳出から御説明を申し上げます。22、23 ページでございます。

2 款総務費は、1 項総務管理費で減債基金積立金、地域振興基金積立金及び地域づくり推進基金積立金並びに財政調整基金ほか 5 基金の利子積立金、備荒資金組合納付金及び土地開発基金利子繰出金で、1 億 63 万 3,000 円の追加でございます。

3 款民生費は、1 項社会福祉費で社会福祉基金利子積立金の追加から、事業見込みによる介護保険特別会計繰出金、障害福祉サービス費及び生活保護費の減額を差し引きいたしまして、4,548 万円の減額でございます。

24、25 ページ中段でございます。

4 款衛生費は、1 項保健衛生費で、地域医療対策基金利子積立金の追加及び 2 項清掃費の財源振替で 1,000 円の追加でございます。

6 款農林業費は、1 項農業費の農業推進事業基金利子積立金及び 2 項林業費の森林自然愛護基金積立金の追加から、森林自然愛護基金利子積立金の減額を差し引きいたしまして、1 万 6,000 円の追加でございます。

26、27 ページの中段でございます。

7 款商工費は、1 項商工費で企業振興促進基金利子積立金で 1,000 円の追加でございます。

8 款土木費は 2 項道路橋梁費で財源振替でございます。

9 款教育費は 1 項教育総務費で育英基金利子積立金及び戸倉育英基金利子積立金、3 項中学校費で財源振替、5 項社会教育費で文化振興基金利子積立金並びに 6 項保健体育費で、スポーツ振興基金積立金及びスポーツ振興基金利子積立金の追加で 31 万 2,000 円の追加でございます。

28、29 ページ下段でございます。

10 款公債費は、償還額等の確定に伴う地方債償還元金、地方債償還利子及び一時借入金利子の執行残で、2,349 万 1,000 円の減額でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして 12、13 ページでございます。

1 款市税は、4 項たばこ税で現年課税分 87 万 1,000 円の追加でございます。

2 款地方譲与税は、2 項自動車重量譲与税の追加から 1 項地方揮発油譲与税の減額を差し引きいたしまして、535 万 5,000 円の追加でございます。

3 款利子割交付金は、97 万 1,000 円の減額でございます。

4 款配当割交付金は 36 万 7,000 円の追加でございます。

14、15 ページでございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金は 38 万 1,000 円の減額でございます。

6 款地方消費税交付金は、1,708 万 5,000 円の減額でございます。

7 款ゴルフ場利用税交付金は 62 万 9,000 円の追加で

ざいます。

8 款自動車取得税交付金は、11 万 5,000 円の減額でございませう。

11 款地方交付税は、特別交付税の交付額の決定によるもので、5,398 万 2,000 円の追加でございませう。

16、17 ページでございませう。

12 款交通安全対策特別交付金は 24 万 2,000 円の減額でございませう。

15 款国庫支出金は、1 項国庫負担金で、公立学校施設整備費国庫負担金の追加と生活保護費負担金及び障害者自立支援給付費負担金の減額、2 項国庫補助金で合併処理浄化槽設置整備事業補助金の追加、差し引きいたしまして、1,206 万 1,000 円の減額でございませう。

16 款道支出金は、1 項道負担金の生活保護費負担金及び障害者自立支援給付費負担金の減額で、154 万 4,000 円の減額でございませう。

18、19 ページ中段でございませう。

17 款財産収入は、財政調整基金ほか 15 基金の利子で、22 万円の追加でございませう。

18 款寄附金は、1 目一般寄附金及び 5 目教育費寄附金の追加から、4 目農林業費寄附金の減額を差し引きいたしまして、55 万 9,000 円の追加でございませう。

20、21 ページ中段でございませう。

21 款諸収入は、5 項雑入で生活保護費返還金収入、現年度分で 20 万 8,000 円の追加でございませう。

22 款市債は、中央通 1 バリアフリー化事業債及び南 4 丁目 2 道路改良舗装事業債で、220 万円の追加でございませう。

戻りまして 6、7 ページでございませう。

第 2 条繰越明許費の補正につきましては、第 2 表繰越明許費補正のとおり、6 款農林業費、1 項農業費の大雨被害復旧対策支援事業について、平成 23 年度での完了が困難なことから、150 万円を限度額として次年度に繰り越すものでございませう。

第 3 条地方債の補正につきましては、第 3 表地方債補正のとおり、対象経費の確定に伴い、中央通 1 バリアフリー化事業費の限度額を 2,910 万円から 2,930 万円、南 4 丁目 2 道路改良舗装事業費の限度額を 640 万円から 840 万円にそれぞれ変更しようとするものでございませう。

次に、議案第 2 号平成 23 年度富良野市介護保険特別会計補正予算第 5 号は、歳入歳出それぞれ 2,974 万 9,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 15 億 7,565 万 1,000 円にしようとするものでございませう。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

10、11 ページでございませう。

2 款保険給付費は、1 項介護サービス等諸費で給付実績に伴う居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付

費、住宅改修費、特定入所者介護サービス費の減額及び 2 項高額介護サービス等費で、高額介護サービス費の減額及び財源振替で、2,900 万円の減額でございませう。

3 款地域支援事業費は、2 項包括的支援事業・任意事業費で、1 目地域包括支援センター費の財源振替と 2 目任意事業費の介護用品支給費 140 万円の減額でございませう。

4 款基金積立金は、介護保険給付費準備基金積立金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金で、65 万 1,000 円の追加でございませう。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして 6、7 ページでございませう。

1 款介護保険料は、現年度分普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料の追加に、現年度分特別徴収保険料の減額を差し引きいたしまして 400 万円の減額でございませう。

3 款国庫支出金は、1 項国庫負担金で保険給付の実績に伴う現年度分の介護給付費負担金及び 2 項国庫補助金の調整交付金の減額で 672 万 2,000 円の減額でございませう。

4 款支払基金交付金は、保険給付の実績に伴う現年度分の介護給付費交付金で 870 万円の減額でございませう。

5 款道支出金は、保険給付の実績に伴う現年度分の介護給付費負担金で 467 万 5,000 円の減額でございませう。

6 款財産収入は、介護保険給付費準備基金利子と介護従事者処遇改善臨時特例基金利子で、1 万円の増額でございませう。

7 款繰入金は、保険給付の実績に伴う介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、介護保険給付費準備基金繰入金の減額で、566 万 2,000 円の減額でございませう。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） 本件 2 件について順次行います。

最初に平成 23 年度富良野市一般会計補正予算を行います。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、次に平成 23 年度富良野市介護保険特別会計補正予算を行います。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

本件 2 件について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件 2 件は承認することに決しました。

日程第 13

報告第4号 専決処分報告（富良野市税条例の一部改正、富良野市国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（北猛俊君） 日程第13、報告第4号専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

報告第4号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付けで、富良野市税条例の一部改正及び富良野市国民健康保険税条例の一部改正につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

議案第3号富良野市税条例の一部改正につきましては、平成24年度税制改正に関する地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年4月1日に施行されたことに伴うもの、及び東日本大震災の被災者等の負担軽減を目的とした東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律が平成23年12月14日に一部改正され、負担軽減措置が拡充されたことに伴うものでございます。

以下、条を追ってその概要について御説明を申し上げます。

第26条の改正は、個人市民税に係るもので、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合に、申告書の提出を不要とするものでございます。

附則第10条の2は、固定資産税に関するもので、公共の危害防止のため、平成27年3月31日までに取得された特定の施設に関する課税標準の特例措置に係る負担軽減割合を国の示す参酌基準に準じ規定しようとするものでございます。

附則第11条の2、第12条、第13条、第15条、第19条及び第20条の改正につきましては、平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度の固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の負担について、調整措置を講じようとするものでございます。

附則第18条の10の2は、税制改正により特例民法法人から移行した一般社団法人等が設置している図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税及び都市計画税が非課税となる措置が講じられたことに伴い、この措置を受けようとする場合の提出書類を規定するものでございます。

附則第18条の11の2の追加及び附則18条の12の改正は、東日本大震災の被災者が富良野市へ転入した場合

の負担軽減措置として、震災により滅失した居住用財産の敷地の権利を譲渡する場合の長期譲渡所得の課税に関する特例の設定、住宅を再取得等をする場合の所得税額の特別控除の特例を拡充しようとするものでございます。

なお、附則につきましては施行期日及び経過措置を定めるもので、改正条例の施行は別に規定のあるものを除き、平成24年4月1日からしようとするものでございます。

次に、議案第4号富良野市国民健康保険税条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

このたびの改正は、東日本大震災の被災者等の負担軽減を目的とした東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律が平成23年12月14日に一部改正され、居住用財産の敷地の権利を譲渡する場合の長期譲渡所得の課税に関する特例措置が設けられたことに伴い、被災者にあつては国民健康保険税の譲渡所得の特別控除に係る譲渡期限を3年から7年に延長しようとするものでございます。

なお施行につきましては平成24年4月1日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） 本件2件について順次行います。最初に、富良野市税条例の一部改正についてを行います。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので次に富良野市国民健康保険税条例の一部改正についてを行います。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

本件2件について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件2件は承認することに決しました。

日程第14

報告第5号 専決処分報告（市道における物損事故の損害賠償及び和解について）

○議長（北猛俊君） 日程第14、報告第5号専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長外崎番三君。

○建設水道部長（外崎番三君） -登壇-

報告第5号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は地方自治法第180条第1項の規定により、去る4月6日付けをもって専決処分を行った市道における物損事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

本件は、平成24年3月9日午後5時ごろ、市道五区山部線を富良野市街地方向に向かって走行していた市内在住者の運転する車両が、上五区の10線川付近の道路上にあった穴の上を通過し、運転席側の後タイヤが損傷する事故が発生しました。

車両損害金は、タイヤの修理代として2万円でございます。

事故発生時、道路管理上の瑕疵が一部あったものの、原因となった道路上の穴は、避けることができる状況にあり、被害者側に前方不注意と危険物回避責任があったことから、富良野市の負担割合を7割、損害賠償額を1万4,000円として、4月6日に示談を交わしております。

なお、事故のあった道路は直ちに修繕工事を行い、今後、事故が起きないように対応しております。

幸い、相手方に人身等の被害はなく、大事には至りませんでした。今後とも市道の維持につきましては、パトロール及び地域住民からの情報提供もいただき、適切な管理に努めてまいります。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、報告第5号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で本報告を終わります。

日程第15

報告第6号 専決処分報告（市道における物損事故の損害賠償及び和解について）

○議長（北猛俊君） 日程第15、報告第6号専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長外崎番三君。

○建設水道部長（外崎番三君） ~~登壇~~

報告第6号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る5月7日付で専決処分を行った市道における物損事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

本件は、平成24年3月19日午前9時10分ごろ、市道朝日通から富良野市朝日町7番8号地先の駐車場へ侵入しようとした市内在住者が運転する車両が、同通り歩道上の公共汚水柵上を通過した際、当該柵の上ぶたが跳ね

上がり、運転席ドア下部及び車体下部部品を損傷する事故が発生したものでございます。

事故発生箇所の公共汚水柵は、駐車場入り口付近にあり、車両が多数通過するため、ふた受けが摩耗し、上ぶたが不安定になっており、運転手には過失が認められない状況にございましたので、施設管理者である市の負担割合を10割、損害賠償額7万3,759円とし、5月7日に示談を交わしております。

なお、事故発生箇所の柵のふたは、既に修理してございます。

今後は、駐車場の出入り口等、車両が通過する頻度が高い場所に設置している汚水柵を中心に点検見回りを強化し、事故の未然防止に努める所存であります。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、報告第6号は地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で本報告を終わります。

日程第16

報告第7号 専決処分報告（平成24年度富良野市一般会計補正予算）

○議長（北猛俊君） 日程第16、報告第7号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） ~~登壇~~

報告第7号、専決処分報告について御説明を申し上げます。

本件は地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年5月15日付けで、平成24年度富良野市一般会計補正予算について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

議案第1号、平成24年度富良野市一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ41万円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億2,041万円とするものでございます。

以下その概要について歳出から御説明を申し上げます。6、7ページ下段でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、本年3月7日に島ノ下会館屋根からの落雪により、隣接する車庫が破損した事故に係る賠償金で、41万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同く6、7ページの上段でございます。

21 款諸収入は、5 項雑入で市民総合賠償補償保険金で 41 万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

ないようですので、お諮りをいたします。

本件について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

日程第 17

**報告第 8 号 専決処分報告（公共施設による物
損事故の損害賠償及び和解について）**

○議長（北猛俊君） 日程第 17、報告第 8 号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

総務部長近内栄一君。

○総務部長（近内栄一君） -登壇-

報告第 8 号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、去る 5 月 15 日付で専決処分を行った公共施設による物損事故の損害賠償につきまして、同条第 2 項の規定により御報告申し上げるものでございます。

本件は、平成 24 年 3 月 7 日午前 11 時 50 分ごろ、島ノ下会館の屋根からの落雪により隣接地に設置されている車庫が破損する事故が発生しました。

島ノ下会館と車庫の間は、十分な距離がありますが、本年の 3 月上旬は例年になく積雪量があり、屋根には大量の雪が残っていたところに急激な温度上昇があり、隣接地の車庫にまで落雪被害が及んだものでございます。

この事故による損害などの額は 409,500 円でございます。

雪おろしなどの管理に不十分な点があったことから、市の負担割合を 10 割、損害賠償額を 409,500 円として去る 5 月 15 日に示談を交わしております。

なお、事故発生後すぐに市の施設を点検し、雪おろしなどを実施しております。

今後とも施設の維持管理には細心の注意を払い、事故発生の未然防止に努めてまいります。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、報告第 8 号は、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づく報告であります。

す。

以上で本報告を終わります。

日程第 18

議案第 8 号 財産の取得について

○議長（北猛俊君） 日程第 18、議案第 8 号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第 8 号、財産の取得について御説明申し上げます。

本件は北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、戸籍システムを取得しようとするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する戸籍システムの内容につきましては、戸籍システム一式、データのセットアップ一式、ハードウェアとしてサーバー機 3 台、操作用パソコン 6 台、プリンター 4 台等でございます。

なお、稼働につきましては平成 24 年 8 月を予定しているところでございます。

お手元に、取得内容と機器配置概要図を配布してございますので、御参照の上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 19

議案第 1 号～議案第 7 号（提案説明）

○議長（北猛俊君） 日程第 19、議案第 1 号から議案第 7 号まで、以上 7 件を一括して議題といたします。

順次提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第 1 号、平成 24 年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算

第2号は、歳入歳出それぞれ6,831万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億8,872万6,000円にしようとするものでございます。

以下その概要について歳出から御説明を申し上げます。

16、17ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、対象施設の追加要望に伴う防犯灯設置費補助金、地域会館として貸付をしている旧東山畜産センターの老朽化した床部分の施設修繕料で342万2,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、老人福祉センター高圧受電設備改修工事費、2項児童福祉費の認可保育所運営費で、臨時事務員賃金及び臨時保育士賃金、へき地保育所運営費で東山保育所玄関ホール老朽化した床部分の施設修繕料等で、469万1,000円の追加でございます。

18、19ページでございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、看護専門学校の洗濯乾燥機等の器具購入費、3項水道費で、鳥沼水道利用組合が実施する水道老朽管の更新事業に対する水道施設改修工事費補助金で、96万円の追加でございます。

5款労働費は、1項労働諸費で、平成20年度から平成22年度までの間、富良野広域圏経済活性化協議会が実施した地域雇用創造推進事業及び地域雇用創造実現事業について、国費の精算返還に伴う富良野広域圏経済活性化協議会清算負担金で54万8,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、自然環境活用センターの業務用製氷機を購入する器具購入費で、27万1,000円の追加でございます。

7款商工費は1項商工費で、老朽化に伴う太陽の里吊橋撤去工事費、120万円の追加でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、冬季の凍上や融雪等により破損した道路施設の補修を行う道路維持補修委託料、舗装防じん路線補修委託料及び工事用材料費、護岸工事の増に伴う山部川橋架換工事費などで、4,846万2,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、北海道教育委員会が実施する北海道道徳教育推進校事業の推進校に選定された扇山小学校を対象に、委託事業として実施する道徳教育推進校事業費、2項小学校費の臨時作業員賃金、3項中学校費の富良野東中学校屋内運動場の改築に伴い器具等を整備する器具購入費、5項社会教育費の山部獅子舞保存会の用具更新事業に対し、財団法人自治総合センターからの助成金を充当し交付する山部獅子舞保存会コミュニティ助成事業交付金、6項保健体育費の9月に本市で開催することが決定した東日本軟式野球北北海道大会補助金などで876万2,000円の追加でございます。

12款給与費は、国庫支出金の増額に伴う財源振替でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして12、13ページでございます。

15款国庫支出金は、2項国庫補助金の山部川橋架換事業交付金、及び3項委託金の富良野地域事業調整等委託金で、1,600万円の追加でございます。

16款道支出金は、2項道補助金の地域子育て創生事業費補助金、及び3項委託金の北海道道徳教育推進校事業委託金で、245万5,000円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、地域づくり推進基金繰入金及びスポーツ振興基金繰入金で83万5,000円の追加でございます。

20款繰越金は、前年度よりの繰越金で、3,752万6,000円の追加でございます。

21款諸収入は、5項雑入で自治総合センターコミュニティ助成金で、250万円の追加でございます。

22款市債は山部川橋架換事業債で900万円の追加でございます。

戻りまして6、7ページでございます。

第2条地方債の補正につきましては、第2表地方債補正に記載のとおり、山部川橋架換事業費に係る市債について、限度額を4,330万円から5,230万円に変更しようとするものでございます。

以上、平成24年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げますが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第2号、平成24年度富良野市ワイン事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市ワイン事業会計補正予算第1号は、収益的支出を53万円増額し、4億463万円にしようとするものでございます。

以下その概要について御説明を申し上げます。

4、5ページでございます。

収益的支出の1款ワイン事業費用は、原料用ブドウ畑の改植面積の増加により、原料用ぶどう確保支援事業補助金を53万円増額しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第3号、外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整理について御説明申し上げます。

このたびの条例の整理は、外国人の在留管理が平成24年7月9日付けで、外国人登録法に基づく外国人登録制度から住民基本台帳によるものへ移行されることとなり、この制度改正に伴う外国人登録法等の法律整備を受け、関係条例の文言を整理しようとするものでございます。

以下、外国人登録法等の条文を引用している条例ごとに御説明を申し上げます。

富良野市印鑑条例につきましては、条文から外国人登録等の文言を削除し、または外国人住民に係る住民票の記載事項の特例として、通称の記載ができることになることに伴い、通称を用いた印鑑の登録及び取り扱いにつ

いて整理しようとするものでございます。

次に、富良野市乳幼児等医療費の助成に関する条例、富良野市民交通傷害保障条例、及び富良野市住宅改修促進助成条例につきましては、これらの条文から外国人登録等の文言を削除しようとするものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、法律が廃止される平成24年7月9日からしようとするものでございます。

また、施行日の前日に印鑑の登録を受けている外国人に対しましては、経過措置を設けようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第4号、富良野市手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、外国人登録法が平成24年7月9日付けで廃止されることに伴い、同法に基づく外国人登録原票記載事項証明書の交付がなくなることから、同証明書の交付手数料を廃止しようとするものと、議案第8号で提案の戸籍システムの取得で、本年8月から開始となる戸籍の電算化に伴い、従来の紙記載の戸籍に加え、磁気ディスクにより調整される戸籍等の写しを交付できるようにするため、文言を追加しようとするものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、外国人登録原票記載事項証明手数料に関しては、平成24年7月9日、磁気ディスクにより調整される戸籍等の写しの交付に関しては、平成24年8月4日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第5号、富良野市自然環境活用センター設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、本年度予定しております富良野市自然環境活用センターの指定管理協定の見直しに先立ち、利用者の利便向上、管理運営の合理化を図るため、周辺施設も含め一体的な管理運営体制を構築しようとするものでございます。

以下、条を追ってその概要について御説明を申し上げます。

第4条の改正につきましては、自然環境活用センター、通称ふれあいの家の管理範囲に山部自然公園太陽の里の農村公園広場及び芦別岳野営場を加え、一体的施設とすることで管理業務の合理化を図ろうとするものでございます。

別表の改正は、シャワーの利用料金を設定するもので、キャンプ場利用者等の利便向上を図り、太陽の里の利用促進を図ろうとするものでございます。

条例の施行日につきましては、平成25年4月1日からしようとするものでございます。

なお、シャワー利用に関しましては、公布の日からしようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第6号、富良野市職員の特勤手当支給に関する条例の廃止について御説明を申し上げます。

本市の特勤手当は平成9年に、従来のへき地手当支給に関する条例を全部改正し、従来の勤務のみの要件に勤務地に居住の要件を加え、現在の特勤手当支給に関する条例を施行してきたところでございますが、国における特勤手当につきましては、離島その他交通の著しく困難な地に所在する官署に勤務する職員の精神的な負担や生活上の不便度を給与をもって対処し、あわせて人事管理、職員配置の円滑化に資することとして、平成9年人事院勧告の制度全面改正の結果、人事異動により住居を移転せざるを得なくなった職員に対して支給するものとして整理され、支給対象官署につきましても、一定の基準、陸地用基準、また島用基準に基づき、定期的な評価が行われ、見直しされてきております。

本市におきましては、平成9年以降見直しを行っておらず、改めて本手当の意義を検証し、今日的な意義は希薄となっているものと考えことから、廃止しようとするものでございます。

なお、附則第1項は施行期日を平成24年8月1日からしようとするものでございます。

附則第2項は、本条例の廃止に伴い、富良野市職員の給与に関する条例中、特勤手当に関する規定も削除しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第7号、財産の無償譲渡について御説明を申し上げます。

本件につきましては、富丘地区住民に無償で貸与している市有地を、地縁団体に無償で譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

当該市有地は、昭和10年8月23日に、土地の所有者から寄附を受けた土地でございますが、寄附以前から、神社施設が設置され、寄附後も神社施設は残り、現在は本殿及び拝殿を併設した富丘総合会館、鳥居、馬頭観世音、大地主神の石碑が設置され、地元住民がコミュニティ活動拠点として活用していることから、市として、地元団体に無償で貸与してきたものでございます。

しかしながら、砂川政教分離訴訟において、最高裁判所は平成24年1月20日、神社用地として市有地を無償貸与することは違憲との判断を下したところでございます。

一方、神社用地として無償貸与していた土地を地元町内会へ無償譲渡したことに関しては、違憲状態の解消を図るための行為であり、合憲であるとの判断を下したと

ころでございます。

この判例を受けて、本市として、一部に神社施設がある当該市有地を無償貸与している状況は、疑義が生じる状態となったため、地元住民団体へ無償譲渡または有償貸与のいずれかにより、この状態を解消すべく検討を重ね、無償譲渡とすることで協議が整いましたので、地縁団体富丘区会との間で、市有財産無償譲渡契約を締結しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。御訂正をお願いいたします。

いまの議案7号、財産の無償譲渡についての説明中、最高裁判所の判例ということで、平成22年1月20日というところを24年1月20日というふうに説明をさせていただきました。

正しくは平成22年1月20日でございますので、御訂正をお願いします。

○議長（北猛俊君） 以上で提案説明を終わります。

散 会 宣 告

○議長（北猛俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明2日、3日、9日、10日は休日のため、4日から8日まで及び11日は議案調査のためそれぞれ休会であります。6月12日の議事日程は当日配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時00分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 24 年 6 月 1 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 今 利 一

署名議員 菊 地 敏 紀